

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則

平成24年9月28日 改正

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則

(昭和54年10月27日秋田県規則第48号)

| | |
|----|------------------------|
| 改正 | 昭和55年8月21日秋田県規則第38号 |
| 改正 | 昭和59年10月30日秋田県規則第56号 |
| 改正 | 昭和60年10月4日秋田県規則第40号 |
| 改正 | 昭和61年9月2日秋田県規則第39号 |
| 改正 | 昭和62年10月27日秋田県規則第45号 |
| 改正 | 昭和63年10月25日秋田県規則第49号 |
| 改正 | 平成元年11月14日秋田県規則第52号 |
| 改正 | 平成2年8月7日秋田県規則第39号 |
| 改正 | 平成3年8月13日秋田県規則第34号 |
| 改正 | 平成4年10月13日秋田県規則第46号 |
| 改正 | 平成5年3月26日秋田県規則第5号 |
| 改正 | 平成5年12月3日秋田県規則第54号 |
| 改正 | 平成6年12月16日秋田県規則第61号 |
| 改正 | 平成7年10月6日秋田県規則第56号 |
| 改正 | 平成8年3月29日秋田県規則第109号 |
| 改正 | 平成8年8月9日秋田県規則第153号 |
| 改正 | 平成11年2月5日秋田県規則第6号 |
| 改正 | 平成11年7月9日秋田県規則第67号 |
| 改正 | 平成12年11月28日秋田県規則第126号 |
| 改正 | 平成13年11月16日秋田県規則第1319号 |
| 改正 | 平成14年12月13日秋田県規則第68号 |
| 改正 | 平成16年11月19日秋田県規則第61号 |
| 改正 | 平成17年3月29日秋田県規則第29号 |
| 改正 | 平成18年3月31日秋田県規則第76号 |
| 改正 | 平成21年4月17日秋田県規則第36号 |
| 改正 | 平成23年8月30日秋田県規則第26号 |
| 改正 | 平成24年9月28日秋田県規則第36号 |

(貸付け)

第一条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号。以下「政令」という。）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年

法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)の定めるところによるほか、この規則に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を、連携促進法第十四条第一項に規定する措置を実施する認定中小企業者(以下単に「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第十一条第一項に規定する措置を実施する促進事業者(以下単に「促進事業者」という。)に対して経営等改善資金(次条の表第一号(一)の項から(七)の項までに掲げる資金に限る。)を予算の範囲内で貸し付ける。

(沿岸漁業改善資金の種類、貸付限度額及び償還期間)

第二条 県の貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類、貸付限度額及び償還期間は、次のとおりとする。

| 番号 | 資金の種類 | 貸付限度額 | 償還期間 |
|----|--|---|---|
| 一 | 経営等改善資金 | | |
| | (一) 操船作業省力化機器等設置資金 操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)で次に掲げるものを設置するのに必要な資金 | 五百万円((1)に掲げるものにあつては一台につき百万円、(2)に掲げるものにあつては一台につき五十万円、(3)に掲げるものにあつては一台につき四百万円、(4)に掲げるものにあつては一台につき百八十万円、(5)に掲げるものにあつては一台につき百二十万円、(6)に掲げるものにあつては一台につき百三十万円) | 七年以内(据置期間一年以内を含む。) (バイオ燃料法第十条に規定する措置を実施する認定事業者(以下単に「認定事業者」という。)に対して貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。))、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)) |
| | (二) 漁ろう作業省力化機器等設置資金 漁ろう作業を省力化するための機器等で次に掲げるものを設置するのに必要な資金 | 五百万円((2)及び(3)に掲げるものにあつてはそれぞれ一台につき百二十万円、(5)に掲げるものにあつては一セッ | 七年以内(据置期間一年以内を含む。) (認定事業者に対して貸し付け |
| | (1) 自動操だ装置 | | |
| | (2) 遠隔操縦装置 | | |
| | (3) サイドスラスタ | | |
| | (4) レーダー | | |
| | (5) 自動航跡記録装置 | | |
| | (6) GPS受信機 | | |
| | (1) 動力式つり機 | | |
| | (2) ラインホーラー等の揚縄機 | | |

- (3) ネットホーラー等の揚網機
- (4) 巻取ウインチ
- (5) 放電式集魚灯
- (6) 漁業用クレーン
- (7) 漁獲物等処理装置
- (8) 海水冷却装置
- (9) 海水殺菌装置
- (10) 漁業用ソナー
- (11) カラー魚群探知機
- (12) 潮流計

- (三) 補機関等駆動機器等設置資金 (一)及び(二)の機器等を駆動し、又は作動させるための機器等で次に掲げるものを設置するのに必要な資金
- (1) 補機関（動力取出装置付き推進機関を含む。）
 - (2) 油圧装置

- (四) 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等で、通常の型式のもの又は通常の型式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものうち次に掲げるものを設置するのに必要な資金
- (1) 漁船用環境高度対応機関
 - (2) 定速装置
 - (3) 発光ダイオード式集魚灯

トにつき二百万円、(6)に掲げるものにあつては一台につき四百万円、(8)に掲げるものにあつては一台につき百八十万円、(9)に掲げるものにあつては一台につき三百万円、(11)に掲げるものにあつては一台につき百五十万円)

五百万円 ((1)に掲げるものにあつては一台につき四百万円)

二千五百万円 ((1)に掲げるものにあつては一台につき二千四百万円、(2)に掲げるものにあつては一台につき百二十万円、(3)に掲げるものにあつては一セットにつき千三百万円)

る場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。））

七年以内（据置期間一年以内を含む。）
（認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。））

七年以内（据置期間一年以内を含む。）
（認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。））

| | | |
|---|-----------------------------|--|
| <p>(五) 新養殖技術導入資金 政令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準に基づき、同号の農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（(五)において「養殖技術」という。）又は同号の農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うための施設を設置し、種苗を購入し、若しくは生産し、又は餌料を購入するのに必要な資金。</p> | <p>四百万円</p> | <p>四年以内（据置期間二年以内を含む。） （認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。））</p> |
| <p>(六) 資源管理型漁業推進資金 政令第二条の表第六号の農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等で次に掲げるものの購入又は設置に必要な資金</p> <p>(1) 資源管理のための措置（漁具及び漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等</p> <p>(2) (1)の措置の実施と併せて低利用又は未利用資源の開発又は利用のための措置を実施する場合に必要な漁具、漁ろう機器等</p> <p>(3) (1)の措置の実施と併せて漁獲物の付加価値向上のための措置を実施する場合に必要な活魚の出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）</p> | <p>千二百万円</p> | <p>十年以内（据置期間三年以内を含む。） （認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。））</p> |
| <p>(七) 環境対応型養殖業推進資金 政令第二条の表第七号の農林水産大臣が定める基準に</p> | <p>二千万円（漁場環境適正化管理協定に基づく</p> | <p>十年以内（据置期間三年以内を</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖密度を適正化し、投餌の内容、量及び方法を改善し、並びに薬品及び漁網防汚剤の使用を適正化するための機器等（資材を含む。）で次に掲げるものの購入又は設置に必要な資金</p> <p>(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量及び方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等</p> <p>(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等</p> <p>(3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質測定機、底質測定機、残留検査機器、肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等</p> | <p>取組にあつては、千二百万円)</p> | <p>含む。)</p> <p>(認定事業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）)</p> |
| <p>(八) 乗組員安全機器等設置資金 漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等で次に掲げるものを設置するのに必要な資金</p> <p>(1) 転落防止用手すり</p> <p>(2) 安全カバー装置</p> <p>(3) 揚網機安全装置</p> | <p>百五十万円 ((1)及び(2)に掲げるものにあつてはそれぞれ五十万円、(3)に掲げるものにあつては四十万円)</p> | <p>五年以内（据置期間一年以内を含む。)</p> |
| <p>(九) 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命設備又は消防設備で次に掲げるものを購入するのに必要な資金</p> <p>(1) 救命胴衣</p> <p>(2) 消火器</p> <p>(3) イーパブ</p> <p>(4) レーダートランスポンダ</p> <p>(5) 小型漁船緊急連絡装置</p> | <p>百三十万円 ((1)及び(2)に掲げるものにあつてはそれぞれ十万円、(3)に掲げるものにあつては六十万円、(4)に掲げるものにあつては六十五万円)</p> | <p>(1)及び(2)に掲げるもの 二年以内</p> <p>(3)から(5)までに掲げるもの 五年以内</p> |
| <p>(十) 漁船転覆防止機器等設置資金 漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等で次に掲げるものを設置するのに必要な資金</p> | <p>百五十万円 ((1)に掲げるものにあつては三十万円、(2)に掲げるもの</p> | <p>五年以内（据置期間一年以内を含む。)</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | <p>(1) 漁獲物の横移動防止装置</p> <p>(2) 廃止した甲板上の魚槽に代わる甲板下の魚槽</p> <p>(土) 漁船衝突防止機器等購入等資金 漁船の衝突を防止するための機器等で次に掲げるものを購入し、又は設置するのに必要な資金</p> <p>(1) レーダー反射器</p> <p>(2) 無線電話</p> <p>(土) 漁具損壊防止機器等購入資金 敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等で次に掲げるものを購入するのに必要な資金</p> <p>(1) 灯火付きブイ</p> <p>(2) レーダー反射器付きブイ</p> <p>(三) 魚類移送機等設置資金 魚類の移送作業を省力化するための機器等を設置するのに必要な資金</p> | <p>にあつては百万円)</p> <p>百二十万円 ((1)及び(2)に掲げるものについてそれぞれ四十万円)</p> <p>百三十万円 (個人にあつては、七十万円)</p> <p>三百万円</p> | <p>五年以内</p> <p>五年以内</p> <p>五年以内 (据置期間一年以内を含む。)</p> |
| 二 | <p>生活改善資金</p> <p>(一) 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置で次に掲げるものの設置に必要な資材を購入するのに必要な資金</p> <p>(1) し尿浄化装置又は改良便槽^{そう}</p> <p>(2) 自家用給排水施設 (動力ポンプを除く。)</p> <p>(3) 太陽熱利用温水装置</p> <p>(二) 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るための住居の利用方式の改善で次に掲げるものを行うのに必要な資金</p> <p>(1) 居室の独立のための改造</p> <p>(2) 炊事施設の改造</p> <p>(3) 衛生施設の改造</p> <p>(4) 家事室、更衣室、土間等の改造</p> <p>(三) 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者で、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の</p> | <p>(1)に掲げるもの三十万円</p> <p>(2)に掲げるもの十万円</p> <p>(3)に掲げるもの十万円</p> <p>百五十万円</p> <p>沿岸漁業の従事者の組織する団体一につき八十万円</p> | <p>三年以内</p> <p>二年以内</p> <p>二年以内</p> <p>七年以内</p> <p>三年以内</p> |

| | | | |
|----------|---|--|---|
| | <p>円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等のうち次に掲げるものの設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金（土地の購入、建物の設置若しくは購入又は漁船の建造若しくは購入に要する資金を除く。）</p> <p>(1) 漁船用機器 (2) 漁具 (3) 養殖施設 (4) 加工用機器等</p> | | |
| <p>三</p> | <p>青年漁業者等養成確保資金</p> <p>(一) 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、政令第四条の表第一号の農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金（旅費、教材費、授業料、視察費等）</p> <p>(二) 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、政令第四条の表第二号の農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金（パーソナルコンピューター及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類）及び関連機器（制御装置と連動する部分に限る。）の購入費用等）</p> <p>(三) 漁業経営開始資金 政令第四条の表第三号の農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金（漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用、漁具、種苗又は餌料の購入費用等（農林水産大臣が定める費用は除く。））</p> | <p>国内研修を受ける場合一人につき百八十万円。ただし、月額十五万円を限度とし、貸付研修期間は、十二月を最大とする。</p> <p>国外研修を受ける場合一人につき百万円</p> <p>青年漁業者一人又は青年漁業者が組織する団体一人につき百五十万円</p> <p>青年漁業者一人又は青年漁業者が組織する団体一人につき二千万円 （漁業経営の改善に関する計画を策定し、知事の認定を受けた団体又は会社にあつては五千万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営</p> | <p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p> <p>五年以内（据置期間一年以内を含む。）</p> <p>五年以内</p> <p>十年以内（据置期間三年以内を含む。） （認定事業者に対して貸し付ける場合にあっては、十二年以内（据置期間三年を含む。））</p> |

| | | | |
|--|--|-------------------|--|
| | | の開始にあつては八百 万円) | |
|--|--|-------------------|--|

(貸付金の合計額の限度)

第三条 沿岸漁業改善資金の貸付け（第六条第一項各号を除き、以下「貸付け」という。）に係る資金（以下「貸付金」という。）の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者又は一促進事業者ごとの限度額は、五千万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

(借受資格)

第四条 貸付けを受ける資格を有する者は、沿岸漁業の従事者である個人、その組織する団体、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が二十人以下のものに限る。）、認定中小企業者又は促進事業者であつて、沿岸漁業改善資金の種類ごとに当該貸付けに係る事業（第九条及び第十四条第一項において「事業」という。）等を適正に実施することが見込まれるものとする。

2 前項の貸付けを受ける資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる要件を有するものでなければならない。

一 沿岸漁業の生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、当該活動を現に行っているもの（婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、当該活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

(連帯保証人等)

第五条 貸付けを受けようとする者は、貸付金の額に応じて知事が別に定める数の連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付けを受けようとする者が沿岸漁業従事者又は中小企業者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該貸付けを受けることによる受益者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 貸付けを受けようとする者が、所定の連帯保証人を立てることができないと知事が認める場合には、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

4 貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、知事が貸付けに係る債権の保全のため連帯保証人又は担保の変更又は追加を必要と認めて指示したときは、速やかに連帯保証人又は担保を変更し、又は追加しなければならない。

5 第三項の規定による担保の提供又は前項の規定による担保の変更若しくは追加に当たっては、当該貸付金により導入した機械及び施設を優先して担保として提供するものとする。

(貸付けの申請)

第六条 貸付けを受けようとする者は、別に定める様式による申請書を次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める機関（次条第二項及び第十二条第二項において「経由機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

一 経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの申請

その者の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合（次号及び次項において「漁業協同組合」という。）

二 生活改善資金の貸付けの申請

漁業協同組合及びその者の住所地を所管する地域振興局

2 貸付けを受けようとする者は、やむを得ない理由により前項の申請書を漁業協同組合を経由して提出することが困難であると知事が認めるときは、当該漁業協同組合を経由しないで提出することができる。

3 第一項の申請書には、別に定める様式による事業計画書（認定事業者、認定中小企業者又は促進事業者にあつては、事業計画書及び次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類）を添えなければならない。

- 一 認定事業者 バイオ燃料法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画を記載した書類
- 二 認定中小企業者 連携促進法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画を記載した書類
- 三 促進事業者 六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画を記載した書類

（貸付けの決定）

第七条 知事は、前条第一項又は第二項の規定により申請書の提出があつたときは、法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、別に定める様式による通知書を当該申請者に交付するとともに、その旨を前条第一項の経由機関に通知するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び同項の経由機関に通知するものとする。

（借用証書）

第八条 申請者は、貸付金の交付を受けようとするときは、速やかに別に定める様式による借用証書を知事に提出しなければならない。

（事業の完了）

第九条 借受者は、貸付金の交付後三月以内（漁業経営開始資金にあつては、六月以内）に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することができない特別の事由がある場合で、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 借受者は、別に定める様式による報告書を事業完了後二十日以内に、第六条第一項及び第二項の規定の例により、知事に提出しなければならない。

（期限前償還）

第十条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該貸付金の全部又は一部を一時に償還させることがある。

- 一 第六条第一項の申請書その他借受者が提出した書類の内容に虚偽の記載があつたとき。
- 二 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- 三 貸付金の償還金の支払を怠ったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、貸付けの条件又はこの規則の規定に違反したとき。

（支払の猶予の申請）

第十一条 法第十条の規定による貸付金の償還金の支払の猶予（次条において「支払の猶予」という

。)を申請しようとする者は、別に定める様式による申請書に知事が指定する者の証明書を添えて、これを貸付金の償還期限（貸付金の償還について分割払をする場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに、第六条第一項及び第二項の規定の例により、知事に提出しなければならない。

（支払の猶予の決定）

第十二条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、支払の猶予を相当と認めるときは、速やかに支払の猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行ったときは、別に定める様式による通知書を当該申請者に交付するとともに、その旨を経由機関に通知するものとし、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び経由機関に通知するものとする。

（連帯保証人の変更）

第十三条 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続き開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに連帯保証人を変更しなければならない。

2 借受者は、前項の規定により連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（報告及び調査）

第十四条 知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し事業の成績その他必要な事項の報告を求め、又は職員に借受者の帳簿及び施設その他の物件を調査させることがある。

2 前項の規定による調査を行うときは、当該職員は、借受者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

（事務委託機関）

第十五条 知事は、貸付けに係る事務（第七条の規定による貸付けの決定、第十条の規定による貸付金の償還の決定及び第十二条の規定による支払の猶予の決定に関する事務を除く。）の一部を農林中央金庫秋田支店に委託することがある。

（補則）

第十六条 この規則に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第54号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金に適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年規則第61号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二条の表一号の資金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第56号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二条の表一号の資金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年規則第109号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第153号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二条の表第一号の資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年規則第67号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二条の表第一号の資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第126号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二条の表第一号及び第三号の資金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年規則第1319号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二

条の表第一号及び第三号の資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第68号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第61号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第29号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第76号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表第一号(四)の項の改正規定
〔 「(2) 定速装置」を 「(2) 定速装置」に改める部分に限る。〕及び第十五条
〔 「(3) 発光ダイオード式集魚灯」 〕
の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第36号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則第二条の表第一号及び第三号の資金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第26号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百十五条に規定する者に対して同条に規定する日までに第一条の規定により貸し付ける沿岸漁業改善資金についての第二条の規定の適用については、同条の表中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

附 則（平成24年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。